平成 30 年 2 月 15 日

派遣職員各位

公益社団法人福岡県高齢者能力活用センター
統括事務局

改正労働契約法「無期転換ルール」説明会開催について

「無期転換ルール」とは、改正労働契約法第 18 条により、同一の使用者のもとで、有期労働契約を締結した労働者が反復更新されて通算 5 年を超えたときに、労働者に無期転換申込み権が発生し、労働者から使用者に申込みすることで使用者はその申込みを受け入れたものとみなされ、労働者は期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

したがって平成 30 年度中に労働契約無期化申込み権が発生すると思われる派遣職員の方を対象とした説明会を次のとおり開催予定ですが、貴方は該当されますので極力、ご参加いただくようにお願いいたします。

1. 説明会日時

【それぞれ所属されるセンター説明会にご参加ください】

センター別	実施日	時　間	場　所
福岡センター TEL:092-451-8621	3 月 20 日（火）	14:00～15:00	福岡商工会議所301 会議室 所在地：福岡市博多区 博多駅前 2-9-28
北九州センター TEL:093-881-6699	3 月 19 日（月）	14:00～15:00	ウエルとばた 8 階会議室 所在地：北九州市戸畑区 汐井町1番 6 号
久留米センター TEL:0942-35-0520	3 月 23 日（金）	14:00～15:00	サンライフ久留米2階会議室 所在地：久留米市諏訪野町 2363-9

2. 説明会時の賃金等

①当日は 1 時間分の契約時給分を 4 月 20 日の振込給与に含めて支給します。
（有給休暇所得者は対象外です）

②当日、会場までの交通費実費を支給します。

※なお「説明会時経費精算確認書」用紙を同封しますので、ご記入のうえ、当日ご持参いただき、受付に提出してください。

3. 不参加者への対応

当日、ご参加を前提としますが、どうしてもやむを得ない事情により不参加となる方には、当日配布予定資料を郵送する等の対応をします。その場合、質問等あればご連絡ください。

以　上